

2024年1月4日
一般社団法人日本少額短期保険協会

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
少額短期保険業者では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

なお、保険金や保険料等のお取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険業者により異なります。

詳しくはご契約されている少額短期保険業者にお問い合わせください。

少額短期保険業者各社のお問い合わせ照会窓口は、下記URLよりご確認ください。

http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult_list.html

＜生命保険型商品の場合＞

1. 保険料払込猶予期間の延長
お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。
2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化
お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

＜損害保険型商品の場合＞

1. 継続契約の締結手続きの猶予
お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて一定期間、猶予いたします。
2. 保険料払込猶予期間の延長
お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
1月1日	【新潟県】 新潟市（にいがたし） 長岡市（ながおかし） 三条市（さんじょうし） 柏崎市（かしわざし） 加茂市（かもし） 見附市（みつけし） 燕市（つばめし） 糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし） 五泉市（ごせんし） 上越市（じょうえつし） 佐渡市（さどし） 南魚沼市（みなみうおぬまし） 三島郡出雲崎町 （さんとうぐんいずもざきまち）	令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。（災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
1月1日	<p>【富山県】 富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 氷見市（ひみし） 滑川市（なめりかわし） 黒部市（くろべし） 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 射水市（いみずし） 中新川郡舟橋村 （なかにいかわぐんふなはしむら） 中新川郡上市町 （なかにいかわぐんかみいちまち） 中新川郡立山町 （なかにいかわぐんたてやままち） 下新川郡朝日町 （しもにいかわぐんあさひまち）</p> <p>【石川県】 金沢市（かなざわし） 七尾市（ななおし） 小松市（こまつし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 加賀市（かがし） 羽咋市（はくいし） かほく市（かほくし） 白山市（はくさんし） 能美市（のみし） 河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち） 河北郡内灘町 （かほくぐんうちなだまち） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 羽咋郡宝達志水町 （はくいぐんほうだつしみずちょう） 鹿島郡中能登町 （かしまぐんなかのとまち） 鳳珠郡穴水町 （ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町 （ほうすぐんのとちょう）</p> <p>【福井県】 福井市（ふくいし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし）</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。（災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用）</p>